

令和7年4月から現物給与の価額が改正されます

報酬や賞与の全部または一部が、通貨以外のもので支払われる場合（現物給与）の価額は、厚生労働大臣が定めることとされています。このたび、厚生労働省告示により現物給与の価額が改正され、令和7年4月1日より適用されることとなりましたのでお知らせします。

この現物給与の価額の改正につきましては、被保険者の皆様にもお知らせいただきますようお願いいたします。

（単位：円）

都道府県名		食事で支払われる報酬等					1人1月当たりの住宅の利益の額（畳一畳につき）	その他の報酬等
		1人1月当たりの食事の額	1人1日当たりの食事の額	1人1日当たりの朝食のみの額	1人1日当たりの昼食のみの額	1人1日当たりの夕食のみの額		
1	北海道	24,300	810	200	280	330	1,110	時 価 自社製品 通勤定期券 など
2	青 森	23,400	780	200	270	310	1,040	
3	岩 手	23,400	780	200	270	310	1,110	
4	宮 城	23,400	780	200	270	310	1,520	
5	秋 田	23,700	790	200	280	310	1,110	
6	山 形	24,000	800	200	280	320	1,250	
7	福 島	23,400	780	200	270	310	1,200	
8	茨 城	23,400	780	200	270	310	1,340	
9	栃 木	23,400	780	200	270	310	1,320	
10	群 馬	23,100	770	190	270	310	1,280	
11	埼 玉	23,400	780	200	270	310	1,810	
12	千 葉	23,700	790	200	280	310	1,760	
13	東 京	24,300	810	200	280	330	2,830	
14	神奈川	24,300	810	200	280	330	2,150	
15	新 潟	23,700	790	200	280	310	1,360	
16	富 山	24,300	810	200	280	330	1,290	
17	石 川	24,300	810	200	280	330	1,340	
18	福 井	24,300	810	200	280	330	1,220	
19	山 梨	23,400	780	200	270	310	1,260	
20	長 野	22,800	760	190	270	300	1,250	
21	岐 阜	23,100	770	190	270	310	1,230	
22	静 岡	23,100	770	190	270	310	1,460	
23	愛 知	23,400	780	200	270	310	1,560	
24	三 重	23,700	790	200	280	310	1,260	
25	滋 賀	23,700	790	200	280	310	1,410	
26	京 都	24,000	800	200	280	320	1,810	
27	大 阪	23,700	790	200	280	310	1,780	
28	兵 庫	23,700	790	200	280	310	1,580	
29	奈 良	23,100	770	190	270	310	1,310	
30	和歌山	23,700	790	200	280	310	1,170	
31	鳥 取	24,300	810	200	280	330	1,190	
32	島 根	24,300	810	200	280	330	1,150	
33	岡 山	24,000	800	200	280	320	1,360	
34	広 島	24,000	800	200	280	320	1,410	
35	山 口	24,000	800	200	280	320	1,140	
36	徳 島	23,700	790	200	280	310	1,160	
37	香 川	23,700	790	200	280	310	1,210	
38	愛 媛	23,700	790	200	280	310	1,130	
39	高 知	24,000	800	200	280	320	1,130	
40	福 岡	23,400	780	200	270	310	1,430	
41	佐 賀	23,100	770	190	270	310	1,170	
42	長 崎	24,000	800	200	280	320	1,150	
43	熊 本	24,000	800	200	280	320	1,150	
44	大 分	23,400	780	200	270	310	1,170	
45	宮 崎	22,800	760	190	270	300	1,080	
46	鹿児島	23,100	770	190	270	310	1,110	
47	沖 縄	25,200	840	210	290	340	1,290	

※改正箇所は赤字・下線で表示しています。

- 住宅、食事以外の報酬等の価額について、労働協約に定めがある場合は、その価額を「時価」とします。
- 計算の結果、端数が生じた場合は1円未満を切り捨てます。
- 洋間など畳を敷いていない居住用の室については、1.65平方メートルを1畳に換算し計算します。
- 健保組合では、現物給与の価額について、規約により別段の定めをしている場合があります。